**【氷川高等学校校長宿舎】**

|  |
| --- |
| **関係様式**１　県有地購入申込書（１号様式） 役員一覧（１号様式別紙）２　県有地購入申込取下書（２号様式） |

**★氷川高等学校校長宿舎専用の様式です。**

**１号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　書

　下記の県有地の購入を申し込みます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ２ | 氷川高等学校校長宿舎 | 八代市鏡町鏡村字小柳９３７番７ |

注１）県が買受者として決定した日から３０日以内に契約を締結していただけない場合は、申込みの効力を失うものとします。

注２）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

注３）印鑑登録証明書を添付してください。

注４）法人の場合は、履歴事項全部証明書及び別紙「役員一覧」を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付印　　　　　　　　　　　受付番号

（法人の場合のみ提出）

**１号様式別紙**

役　員　一　覧

(　法人名 　　　 ）

令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　　　所 | 生年月日 | 性別＊ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）履歴事項全部証明書に記載されている役員全員を記載すること。

　　　社会福祉法人等については、設立に関して規定された役員（理事・監事等）の全員（現体制のもの）を記載すること。その場合、現体制が記載された定款等を添付すること。

申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

　　 氏名には、必ずふりがなを記入すること。

＊申請書等における性別記載欄については、県有地購入申込み資格の有無を判断するために必要です。（先着順随意契約要領第２条第１項第４号参照）

**２号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　取　下　書

下記の県有地の購入申し込みを取り下げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ２ | 氷川高等学校校長宿舎 | 八代市鏡町鏡村字小柳９３７番７ |

記

注１）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

**買受者となった後に必要となるもの**

１　契約保証金　　買受者の決定後、県の発行する納入通知書により、契約金額の１０％

以上の額をお支払いください。契約保証金の納入を確認後、契約締結

の手続きを行います。

　　　　　　　　　　　　なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

２　収入印紙　　 契約締結時に、契約書に貼付しますので契約金額に応じた収入印紙を１枚御準備ください。郵便局で購入できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　金　額 | 税　額 |
| 500万円を超え1千万円以下のもの | 5千円 |

３　売買代金　　　　契約締結後、契約金額と契約保証金の差額を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定する期日までに、県の指定する金融機関にお支払いください。

なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

４　登録免許税　　　課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率」を乗じて

百円未満を切捨てた額となります。

法務局で所有権移転登記手続きをするのに必要となりますので、納

付書により金融機関、郵便局でお支払いください。

なお、納入後は、領収書の原本をお送りください。

（参　考）

**①不動産取得税**　→　土地・建物を購入したときにかかる税金

不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに１度だけかかります

（評価額×税率　※軽減措置がある場合があります）。

**②固定資産税・都市計画税**　→　土地・建物の保有にかかる税金

不動産を所有しているときにかかる税金です。

■**問い合わせ先**

①不動産取得税

熊本県県南広域本部総務部課税課　電話　０９６５－３３－３１４９

②固定資産税

八代市財務部資産税課　電話　０９６５－３３－４１０８